

社会福祉法人かけはし 報酬等支給基準

- ① 役員(理事及び監事)及び評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分
支給総額が少ないため、支給金額は年間で一律 5,000 円とし区分は設けないこととする。
- ② 報酬等の算定方法
理事会及び評議員会、その他臨時で行う会議も含め、1回の出席につき 2,000 円の範囲内で年 3 回行うと仮定し、年間 5,000 円と定める。
- ③ 支給の方法
役員及び評議員に対する報酬は、毎会計年度最初の理事会及び評議員会の際に現金で支給する。

附則

この基準は、平成 30 年 5 月 20 日より施行する。